

## 第46号議案

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する  
条例の制定について

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条  
例を別紙のように定める。

平成29年6月9日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、関係条文を整理す  
るため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する  
条例

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年芦屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表及び同表備考中「117の2-A」を「117の3-A」に、「118の3-A」を「118の4-A」に、「118の3-B」を「118の4-B」に、「118の4-A」を「118の5-A」に、「118の4-B」を「118の5-B」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 照

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正要綱

### 1 改正の趣旨

道路標識，区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い，関係条文を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

### 2 改正の内容

道路標識，区画線及び道路標示に関する命令において定めている案内標識の番号の改正に伴う規定の整理（別表関係）

### 3 施行期日

公布の日

条例で引用している「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」において  
新設された標識（平成29年2月14日施行）

1 「高速道路番号」の標識の新設

高速道路の路線番号を案内するため。



「高速道路番号」（118の3）

2 「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口」の標識を新たに規定

サービス・エリア又は駐車場から本線へ進入する際の入口の誤認識による逆走等  
の予防のため。



「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口」（117の2）

○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年 総理府 建設省 令第三号)

(傍線の部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一(第二条関係) 案内標識			
種類 番号	設置場所	(117-A)	(117-A)
		(117-B)	(117-B)
		高速道路等以外の道路に設置されている駐車場を示す必要がある場所	高速道路等以外の道路に設置されている駐車場を示す必要がある場所
		高速道路等に設置されている駐車場を示す必要がある地点における左側の路端又は中央分離帯	高速道路等に設置されている駐車場を示す必要がある地点における左側の路端又は中央分離帯
		高速道路等に接して設置されている利便施設への出入道路又は高速道路等に設置されている駐車場において設置を必要とする地点における路端	
		サ・エ ス・エ リア又 は駐車 場から 本線へ の入口	

改正後		改正前	
別表第一(第二条関係) 案内標識			
種類 番号	設置場所	(117-A)	(117-A)
		(117-B)	(117-B)
		高速道路等以外の道路に設置されている駐車場を示す必要がある場所	高速道路等以外の道路に設置されている駐車場を示す必要がある場所
		高速道路等に設置されている駐車場を示す必要がある地点における左側の路端又は中央分離帯	高速道路等に設置されている駐車場を示す必要がある地点における左側の路端又は中央分離帯
		高速道路等に接して設置されている利便施設への出入道路又は高速道路等に設置されている駐車場において設置を必要とする地点における路端	
		サ・エ ス・エ リア又 は駐車 場から 本線へ の入口	

  

道路和指定	総重量 限度緩 和指定	高速道 路番号	(118の2-B・C)	都道府 県道番 号	登坂 車 線
の4-B)	(118の4-A)	(118の3)	(118の2-B・C)	(118の2-A)	(117の3-B) (117の3-A)
(略)	(略)	設置を必要とする地点における左側の路端、車道 の上方又は中央分離帯	設置を必要とする地点における左側の路端又は交 差点における進行方向の正面の路端	設置を必要とする地点における左側の路端、車道 の上方、中央分離帯又は交通島	(略) (略)

  

道路和指定	総重量 限度緩 和指定		(118の2-B・C)	都道府 県道番 号	登坂 車 線
の3-B)	(118の3-A)		(118の2-B・C)	(118の2-A)	(117の2-B) (117の2-A)
(略)	(略)		設置を必要とする地点における左側の路端又は交 差点における進行方向の正面の路端	設置を必要とする地点における左側の路端、車道 の上方、中央分離帯又は交通島	(略) (略)

警戒標識 (略)	路指定道			
	(118の5-C・D)	(118の5-B)	(118の5-A)	(118
規制標識 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助標識 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

警戒標識 (略)	路指定道			
	(118の4-C・D)	(118の4-B)	(118の4-A)	(118
規制標識 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助標識 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現 行			
別表（第4条関係） 案内標識				別表（第4条関係） 案内標識			
(省略)				(省略)			
種類 (番号)	登坂車線 (117の3—A)	総重量限度緩和指定道路 (118の4—A)	総重量限度緩和指定道路 (118の4—B)	種類 (番号)	登坂車線 (117の2—A)	総重量限度緩和指定道路 (118の3—A)	総重量限度緩和指定道路 (118の3—B)
標識				標識			
種類 (番号)	高さ限度緩和指定道路 (118の5—A)	高さ限度緩和指定道路 (118の5—B)	道路の通称名 (119—A)	種類 (番号)	高さ限度緩和指定道路 (118の4—A)	高さ限度緩和指定道路 (118の4—B)	道路の通称名 (119—A)
標識				標識			
(省略)				(省略)			
警戒標識 (省略)				警戒標識 (省略)			
補助標識 (省略)				補助標識 (省略)			
備考				備考			
1 本標識板 (案内標識及び警戒標識の標示板をいう。)				1 本標識板 (案内標識及び警戒標識の標示板をいう。)			
(1) 寸法				(1) 寸法			
ア・イ (省略)				ア・イ (省略)			

改正案	現 行
<p>ウ 「駐車場（117—A）」、「総重量限度緩和指定道路（<u>118の4—A</u>）、「<u>118の4—B</u>）」、「高さ限度緩和指定道路（<u>118の5—A</u>）、「<u>118の5—B</u>）」及び「まわり道（120—A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <p>エ 「登坂車線（<u>117の3—A</u>）」及び「道路の通称名（119—A）、「119—B）、「119—C）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <p>オ （省略）</p> <p>(2) 文字等の大きさ等</p> <p>ア （省略）</p> <p>イ 案内標識で、「入口の方向（103—B）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」、「著名地点（114—B）」、「待避所（116の3）」、「駐車場（117のA）」、「登坂車線（<u>117の3—A</u>）」、「総重量限度緩和指定道路（<u>118の4—A</u>）、「<u>118の4—B</u>）」、「高さ限度緩和指定道路（<u>118の5—A</u>）、「<u>118の5—B</u>）」、「道路の通称名（119—A）、「119—B）、「119—C）」及び「まわり道（120—A）、「120—B）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速</p>	<p>ウ 「駐車場（117—A）」、「総重量限度緩和指定道路（<u>118の3—A</u>）、「<u>118の3—B</u>）」、「高さ限度緩和指定道路（<u>118の4—A</u>）、「<u>118の4—B</u>）」及び「まわり道（120—A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <p>エ 「登坂車線（<u>117の2—A</u>）」及び「道路の通称名（119—A）、「119—B）、「119—C）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <p>オ （省略）</p> <p>(2) 文字等の大きさ等</p> <p>ア （省略）</p> <p>イ 案内標識で、「入口の方向（103—B）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」、「著名地点（114—B）」、「待避所（116の3）」、「駐車場（117のA）」、「登坂車線（<u>117の2—A</u>）」、「総重量限度緩和指定道路（<u>118の3—A</u>）、「<u>118の3—B</u>）」、「高さ限度緩和指定道路（<u>118の4—A</u>）、「<u>118の4—B</u>）」、「道路の通称名（119—A）、「119—B）、「119—C）」及び「まわり道（120—A）、「120—B）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速</p>



改正案	現 行												
<p>度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合 にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍にそれぞれ 拡大することができる。</p>	<p>度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、 その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合 にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍にそれぞれ 拡大することができる。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 413 734 504">設計速度（単位 キロメート ル毎時）</th> <th data-bbox="739 413 1108 504">文字の大きさ（単位 センチ メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 507 734 552">40, 50又は60</td> <td data-bbox="739 507 1108 552">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 555 734 600">30以下</td> <td data-bbox="739 555 1108 600">10</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度（単位 キロメート ル毎時）	文字の大きさ（単位 センチ メートル）	40, 50又は60	20	30以下	10	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1263 413 1621 504">設計速度（単位 キロメート ル毎時）</th> <th data-bbox="1626 413 1995 504">文字の大きさ（単位 センチメ ートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1263 507 1621 552">40, 50又は60</td> <td data-bbox="1626 507 1995 552">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 555 1621 600">30以下</td> <td data-bbox="1626 555 1995 600">10</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度（単位 キロメート ル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメ ートル）	40, 50又は60	20	30以下	10
設計速度（単位 キロメート ル毎時）	文字の大きさ（単位 センチ メートル）												
40, 50又は60	20												
30以下	10												
設計速度（単位 キロメート ル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメ ートル）												
40, 50又は60	20												
30以下	10												
<p>ウ～カ （省略）</p> <p>キ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。</p> <p>(ア) 案内標識</p> <p>縁は、「待避所（116の3）」、「駐車場（117—A）」 及び「まわり道（120—B）」を表示するものについては9 ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路（<u>118の4—A</u>） 、（<u>118の4—B</u>）」及び「高さ限度緩和指定道路（<u>118の5— A</u>） 、（<u>118の5—B</u>）」を表示するものについては16ミリ メートル、「登坂車線（<u>117の3—A</u>）」を表示するもの については10ミリメートル、「道路の通称名（119—A） 、 （119—B） 、（119—C）」を表示するものについては8ミ リメートル、その他のものについては日本字の大きさの2 0分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大 きさの20分の1以上の太さとする。</p> <p>(イ) （省略）</p> <p>2 （省略）</p>	<p>ウ～カ （省略）</p> <p>キ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。</p> <p>(ア) 案内標識</p> <p>縁は、「待避所（116の3）」、「駐車場（117—A）」 及び「まわり道（120—B）」を表示するものについては9 ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路（<u>118の3—A</u>） 、（<u>118の3—B</u>）」及び「高さ限度緩和指定道路（<u>118の4— A</u>） 、（<u>118の4—B</u>）」を表示するものについては16ミリ メートル、「登坂車線（<u>117の2—A</u>）」を表示するもの については10ミリメートル、「道路の通称名（119—A） 、 （119—B） 、（119—C）」を表示するものについては8ミ リメートル、その他のものについては日本字の大きさの2 0分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大 きさの20分の1以上の太さとする。</p> <p>(イ) （省略）</p> <p>2 （省略）</p>												